

アピール

昨年6月に成立した「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する法律」が、本年4月1日から施行されます。青少年（18歳未満の者をいいます）がインターネットへの接続に用いる携帯電話やパーソナルコンピュータ等について、民間事業者にフィルタリングの提供などが義務づけられるとともに、保護者に対してその保護対象である青少年に対し、適切にインターネットを利用させる責務等が課されることになりました。

本年2月1日、文部科学省から全国の小・中学校に携帯電話対応について、原則学校内に持ち込みを禁止する旨の通達がなされました。

さらに2月10日には内閣府、内閣官房、警察庁、総務省、文部科学省及び経済産業省は合同で、都道府県、都道府県教育委員会、都道府県警察及びPTA等に対し青少年におけるフィルタリングの普及促進等インターネットの適切な利用に関する教育啓発に取り組むよう発しております。また、2月27日には、民間のインターネットに関わる企業や社団法人日本PTA全国協議会、大学の研究者など有識者で構成する「安心ネットづくり促進協議会」が設立され、「誰もが安心してネットを利用できる国民運動」「一億人のネット宣言 もっとグッドネット」が発表され官民一体となった運動をスタートさせました。

このように、インターネットを取り巻く有害環境から青少年を守る取り組みが全国で展開されるなか、当事者であり子どもの第一義的責任を有する我々が、前掲の経過をしっかりと踏まえ積極的にに関わり、子どもたちのインターネット環境改善を促進するため、社団法人日本PTA全国協議会は次のことをアピールします。

※フィルタリング（インターネット上のウェブサイト等を一定の基準に基づき選別し、青少年に有害な情報を閲覧できなくするプログラムやサービスをいいます）

記

- 一、社会の一員として青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に対し、法律に従い、通達を尊重し協力を惜しまない。
- 一、有害なインターネット環境から子どもたちを守るのは第一が家庭教育であり、保護者は適切にインターネットを利用させる責務を自覚し、家庭におけるルールを決める。
- 一、インターネットの環境を与えるのは保護者であり、携帯電話などのインターネットツールを与えるに当たり、使用責任があることを自覚し、子どもの使用状況の内容確認を適時に行う。
- 一、携帯電話等、インターネットを行える環境を、無防備に与えない。発達段階に合わせ、必ずフィルタリングを設定する。
- 一、携帯電話等、年齢に応じて使用時間、使用場所等を設定し、家庭内での健全な生活リズム、「早寝、早起き、朝ご飯」を守る。
- 一、保護者はインターネットについて自ら積極的に学ぶ姿勢を持ち、子どもたちが学校で学ぶインターネットモラルを家庭で崩さないよう、子どもと同等の情報を共有する。

平成21年 3月 6日

社団法人日本PTA全国協議会

会長 曾我 邦彦